國學院大學学術情報リポジトリ

中近世移行期の皇位継承と武家権力：特集御代替りの歴史と伝統

メタデータ	言語: Japanese
	出版者:
	公開日: 2023-02-05
	キーワード (Ja):
	キーワード (En):
	作成者: 矢部, 健太郎, Yabe, Kentaro
	メールアドレス:
	所属:
URL	https://doi.org/10.57529/00000525

中近世移行期の皇位継承と武家権力

矢部健太郎

はじめに

二〇一六年八月八日の天皇の退位意思表明は、歴史学界へも大きな影響を与えた。退位と譲位が久方ぶりに現実のものとなり、皇位継承をめぐる研究はにわかに活況を呈している。歴史学研究会のシンポジウムをもとに刊行された『天皇はいかに受け継がれたか―天皇の身体と皇位継承』[1]は、そうした最新成果の一つである。古代から近現代にいたる諸論考の示すところは、皇位継承のあり方が時代によって様々な変化をとげてきたということである。ここで、同書の諸論点の内、特に本稿に関わる点を整理しておきたい。

古代史の荒木敏夫氏「譲位の誕生」は、「譲位」の初例を皇極四年（六四五）の大王皇極女帝の事例に求め、六・七世紀の王位継承の主要な論点を以下のように整理している。

1　皇太子（ヒツギノミコ）制の成立は、六八九年（持統三）の飛鳥浄御原令以後か、飛鳥浄御原令以前にすでに存在した（a厩戸皇子から、b葛城皇子から、c草壁皇子から）か。

2　次期の王位継承資格者の選定基準があった（a生母＝キサキの地位・出自、b皇子の地位・出自、c世代・年齢、

d世代内異母集団）か、否か。

3　次期の王位継承資格者は一人であったか、複数が同時に存在しえたか。

4　次期の王位継承資格者として特定できる呼称があった（「大兄」「太子」）か、否か。

本稿で扱う中近世移行期について、すべての論点に向き合うことは困難だが、2と3すなわち王位継承資格者の選定基準や人数という点は重要な検討課題となろう。

次に、佐伯智広氏「古代・中世の皇位継承と幼帝」は「院が院政を行うための用件は、院が天皇の直系尊属（父・祖父・曾祖父など）であること、天皇が幼年で政務能力を欠くことの二つであった。つまり、院は、直系尊属（以下、傍線筆者）として幼帝を後見し、政務を代行した」という。院政において、「幼帝」であることが必要条件かは疑問だが[2]、参考にすべき整理だろう。

近世史の藤田覚氏「近世の皇位継承」は、「正親町天皇が後陽成天皇に譲位してから、生前退位、譲位が復活し、また正親町は譲位後に上皇になり院政も復活した。中世を通じて常態だった譲位と院政が再興された結果、近世も譲位と院政が通常のあり方になった」とする。ただし、「院政」のあり方についての論及はなく、同書の中でも、古代・中世前期と近世との研究史上の理解には少なからず断絶がある。

そうした研究史上の断絶の一因は、中近世移行期の皇位継承に関する具体的な検討が少ないことにあろう。同書では池享氏が当該期を担当して「「譲位」の中断と天皇の立場」を著したが、大枠での整理となっていて特段踏み込んだ検討はされていない。

秀吉の時代、天正十四年（一五八六）になされた正親町天皇の譲位は、寛正五年（一四六四）の後花園天皇以来一二二年ぶりのことであった。そのため、これまでにも正親町天皇の譲位意思など様々な角度から検討が加えられてきたが、例えば正親町上皇の誕生は藤田氏のいうような「院政の復活」といえるのかなど、基本的な点についても課題は多い。しかしながら、「崩御→践祚」が多く「退位→譲位」が少ない中世後期から、「退位→譲位」が常態化する近世（江戸時代）への「転換」があったとすれば、その画期として中近世移行期に注目する意義はあるだろう。

そこで本稿では、当該期の皇位継承の意義や特徴について、武家権力との関わりから三つの課題の比較検討を試みたい。第一に「代替わりの契機」、第二に「皇位継承者とその周辺」、第三に「皇位継承儀礼と武家権力」である。果たして、信長・秀

吉・家康という三人の「天下人」は皇位継承にどのような意識で対応したのか、各権力の政治的課題との関連から、当該期の皇位継承の特質を論じたい。

一、代替りの契機

(一) 正親町天皇の譲位意思と織田信長

天正九年（一五八一）の織田信長への左大臣推任問題と正親町天皇の譲位問題については、長く研究者たちの関心を集めてきた。かつては正親町天皇から誠仁親王への譲位は信長の要求に基づくもので、馬揃えは軍事的威圧であるという「対立説」[3]が主流だったが、近年は「協調説」が有力視されている。天正元年に譲位問題が顕在化して以来、天皇は一貫して譲位を希望していたのであり[4]、左大臣推任も信長の圧力に屈したわけではなく、譲位を執行してもらうためと考えた方がよさそうである[5]。

譲位意思をもった正親町天皇と、その実現に必要な財力を有した信長が協調路線をとりながら、なぜ信長時代に譲位の実現がかなわなかったのか。金子拓氏の研究[6]をもとに、天正九年の馬揃えと左大臣推任に関する時系列を整理しておこう。

二月二十八日　最初の馬揃え後、村井貞勝と公家衆が信長の左大臣推任について談合
　　内々の勅使を信長に派遣
三月　一日　二度目の馬揃え
　　五日　信長に対し再度左大臣推任、信長は譲位を申沙汰後に受けると回答
　　九日　→延臣が譲位に関して談合、金神の忌みに抵触することが判明
　　二十一日　金神に関し陰陽師の勘文作成
　　二十四日　信長に譲位延引を伝達

これによると、信長は左大臣推任を辞退しているものの、譲位の実現後にそれを受ける姿勢を示しており、譲位延引の理由も『兼見卿記』[7]天正九年四月一日条に「御譲位之事、当年依二金神一御延引之由其沙汰云々」とあるごとく「金神の忌み」であって、公武の対立とはとらえられない。金子氏が述べるように、左大臣推任は馬揃えの褒賞であり、過分な褒賞に対し、信長は懸案の譲位実施を打診したものと考えられる。本能寺の変で信長が没しなければ、遠からず譲位は実現していただろう。

ところで、正親町天皇の譲位問題は早くも天正元年に話題に上っていたが、その理由も考えておこう。一つには、その年に

信長が足利義昭を京都から追放したことがあげられるが、もう一つの理由として、正親町天皇と嫡子誠仁親王の年齢に注目したい。

正親町天皇＝永正十四年（一五一七）生、天正元年に五六歳、同九年に六四歳
誠仁親王　＝天文二一年（一五五二）生、天正元年に二二歳、同九年に二九歳

前近代社会では、一人前の成人とされるのは二十歳を越えてからであり、それまでは後見人が付けられていた。[8] その点からすると、天正元年の誠仁親王が二二歳の「成人」だったことは注目してよい。『親長卿記』[9] 明応二年（一四九三）四月二十三日条には、当時の後土御門天皇の譲位意思について「御在位及二数十年一之間、去年已可レ有二御辞退一之由、雖レ被二思召一、無二其儀一、今年又年始無骨打過了、親王已御成人之上者、早々令二申沙汰一、諸事可二申合一之由、可レ有二勅答一、如何存哉之由有レ仰」とあり、親王（後の後柏原天皇、当時三〇歳）が「御成人」であることが譲位を後押しする要因とされている。

周知のように、後土御門天皇のその思いは実現せず、譲位の長期断絶という状況は続いた。やがて、信長という安定的権力の出現、誠仁親王の成人という環境の整備にともない、正親町天皇は天正元年に譲位意思を表明したのである。しかしながら、信長の死によって、この課題は次代へ持ち越されることになった。

㈡　秀吉の台頭と譲位問題

信長の死後、織田家臣内部で台頭してきたのは羽柴秀吉であった。秀吉は、天正十二年の小牧長久手の戦いで織田・徳川家の軍事的制圧に失敗したが、同時期に秀吉への官位推挙があり、朝廷との接近によって彼らとの差別化を目指した。譲位問題もこの文脈に位置づけられるが、同年十月の状勢として重要なのは、同月二日に秀吉へ初めて官位推挙伝達の勅使派遣がなされたこと、その二日後に勅使以下への「振舞」の場が約束され、公家衆の挨拶も「禁裏之東於御馬場」における「院之御所造立、其縄打」の場で行われたことだろう。[10] 信長と同様、秀吉の場合も譲位への尽力と官位昇進とが関連づけられていたのである。『顕如上人貝塚御座所日記』[11] 天正十二年十月三日条をみてみよう。

今日三日京都より申来趣ハ、筑州（羽柴秀吉）昇進事被二申入一云々、今迄ハ平人也、只今四位参議大将ヲカケラルベキト云々、

其旨源中納言（庭田重通）　勅使トシテ関白于時一條殿へ勅問云々、此節可レ
有二参内一由也、又院御所ヲ東ノ馬場ニタテラレ、春宮親王（誠仁親王）
御即位申沙汰アルヘキト云々、御築地ヲ十月五日ヨリツキ
ハジメラルベキ由也、
御即位ニ三千貫、御作事方ニ五千貫、院ノ御入目ニ二千貫、
都合一万貫御請、金銀ノ定、于レ時　勅使勧修寺大納言（晴豊）・
久我（季通）・菊亭（晴季）三人也、

院御所を禁裏東の馬場に建て、「春宮親王御即位申沙汰アルヘキ」と記し、即位や諸施設の建設費計一万貫を秀吉が受け持つと述べている。『公卿補任』[12]天正十二年の項にも「正月十五日、無品誠仁親王被レ転二三品一」とあり、信長から秀吉へと時代は移ったものの、誠仁親王への譲位が既定路線だったことがわかる。

こうして、公家社会でも譲位や院に関する諸記録収集の動きが高まってきた。『中御門宣光記』天正十三年四月七日条[13]には、次のようにある。

勧修寺晴豊）勧亜相被レ来、此次、従二長橋局一御触懐中より出てみせらるゝなり、子細ハ譲位・院中之儀、摂家・清花・堂上へ悉申、記録共之事申渡て、以二其上一可二馳走一之由仰也、
前内府（菊亭晴季）　日野前大納言（柳原淳光）　甘露寺大納言（経元）　勧修寺大納言
三條大納言（三条西公国）　中山大納言（親綱）　前藤中納言（高倉永相）　日野中納言（輝資）
日野新中納言（烏丸光宣）　広橋中納言（兼勝）　予（中御門宣光）　十一人也、
記録も無二所持一、無二分別一儀候間、御理も可二申入一
候処、却而何かと申入候儀も如何間、惣次ニ御請申也、

「御触」自体は長橋局から発せられたものだが、翌日条に「玄以（前田）より殿下（秀吉）へ参指図・譲位・院等之儀各ニ申入ナリ」とあり、五月四日条にも「鳳輦其外院にて御道具とも、於二宸紫殿（紫宸）一玄以ミスル」とあるから、豊臣政権から情報提供の要請があったと考えられる。

また、翌日の『兼見卿記』には次のようにある。

自二今日一御談合之義在レ之、被二仰出一折紙拝見、前内大臣
とのへ、菊亭、日野大納言とのへ、柳原、甘露寺大納言とのへ、
勧修寺大納言とのへ、中山大納言とのへ、日野中納言とのへ、日野新中納言とのへ、
右各被二仰出一様体者、仙洞次第、撰二旧記一可二申入一、諸
家ヲモ可二相尋一、并御譲位次第、急度可二撰申一之旨、被二

仰出云々、予若旧記在之者可申入、殊更可為忠功之由、各被申畢、（前田玄以）

此段自民部卿法印（行カ）切々被申入云々、右之衆旧記ナシ、他家不可有在之由、各被申畢、

長きに渡る譲位や院政の断絶により、やはり情報収集は難航したようである。ただし、二つの日記にみられるのは摂関家、清華家、羽林家、名家など上・中流公家衆であるから、おそらくは実務的な役職を担った諸家に旧記の提出を求め、対応したのだろう。

こうした準備期間を経て、いよいよ譲位の日程が定められたのは翌天正十四年六月三日であった[14]。しかし、その直後の七月二十四日、誠仁親王は急逝されたのである。

二、皇位継承者とその周辺

(一) 後陽成天皇の弟たち

正親町天皇の男子は誠仁親王ただ一人であったから、次なる皇位継承者は誠仁親王一宮で当時一六歳の和仁となった。詳細は後述するが、和仁は父の薨去からわずかに約二ヶ月後の天正十四年（一五八六）九月十七日に親王・二品宣下を受け、十一月の正親町天皇退位、和仁親王への譲位・後陽成天皇即位と、事態は急展開をみせたのである。

男子の少なかった正親町天皇に対して、誠仁親王には女御勧修寺晴子との間に六人の男子があった。父の急逝によって突如皇位継承者となった和仁の弟たちの立場を簡単に振り返っておきたい。二宮空性法親王（定輔）は四天王寺別当、三宮良恕法親王は天台座主、四宮は夭逝しており、五宮興意法親王（邦慶）は織田信長の猶子となっている。六宮智仁が秀吉の猶子となったのは、これにならったものであろう。後陽成天皇が即位した頃、智仁は、弟たちの中では最も政治的な場に近い位置にあったことになる。

天正十四年に後陽成天皇の即位を実現した秀吉は、自らが任官した関白職を猶子智仁に世襲させる意志をもっていたようである。しかし、天正十七年五月二十七日、秀吉に鶴松が誕生すると、やはり智仁の処遇が問題となった。これに関する詳細な史料として注目されるのが、『智仁親王元服并親王宣下留』[15]である。冒頭部分を引用しよう。

六宮（智仁）様御進退之儀付、被仰出条々書付の事、

天正十七十一月十七日、重而於禁裏御使等へ被仰定儀也、

覚

一、若公御方（秀吉実子鶴松）御たんしやう（誕生）に付て、関白職之事六宮御方へさいせん（最前）御けいやく（契約）候といへとも、若公御かた御たんしやうのうへは、関白職の儀ゆつり申さるへき旨被仰出候事、

ここにみられる「被仰出」「被仰定」の主体は、後に秀吉の返答が続くため後陽成天皇と知れる。すなわち、鶴松が誕生した以上、六宮智仁への関白職委譲という約束を反故にしてもかまわない、関白職は鶴松に譲るべき、と天皇が仰せ出されたのである。これに対し秀吉は、「勅意忝」く思いながら、六宮は普通の「養子」とは身分が異なり、たとえ叡慮であっても御請けしがたいと返答する。何度かのやり取り、禁裏での談合などを経て、親王や五摂家へも天皇から「御尋」がなされた。これに対する伏見殿の返事をみてみよう。

覚（伏見殿より御返事）

一、関白職事、可為殿下次第条、不可有異儀事、

一、六宮御方御称号可有叡慮事、

一、同御位階可為同前事、

以上、

十一月十七日　　重保（庭田）

「伏見殿」＝邦房親王からは、「関白職は秀吉の意志次第で異論はない」、「六宮の称号と位階は叡慮次第でかまわない」との返答がなされている。これに続く五摂家当主からの返答も、おおむね同じ内容であった。これを受けて、『御湯殿上日記』天正十七年十二月二十九日条によれば、六宮の称号が「八條宮」と決まったこと、官位が「一品親王」となったことが、長橋局にて菊亭晴季・勧修寺晴豊より報告された。ただし、そこには「くわんはく殿より御申あり」とあるので、実際には秀吉の関与も確認できる。

年が明け、独立した八條宮のための邸宅が築かれることになった。『兼見卿記』天正十八年二月十九日条に「民部法印、八條殿（六宮御称号）也（之カ）、御屋敷縄打也」とあるように、担当奉行は前田玄以であった。八條宮智仁は、同年十二月には完成した御所に入り、翌年正月十二日に行われた秀吉の年頭参内に出席、十八日には自邸への秀吉の訪問を受けている。そして、二十六

日に親王宣下、二十九日に伏見宮邦房親王を加冠役に元服をとげたのである。

秀吉の影響下で称号・位階を受けて独立した八條宮智仁親王は、この後も公武関係において重要な役割を果たし続けた。そして、秀吉死後に兄の後陽成天皇が譲位意思を表明すると、再び皇位継承者候補として名前が挙がることになったのである。

(二) 後水尾天皇の兄弟

慶長三年（一五九八）八月十八日、ついに秀吉がその生涯を閉じた。そのわずか二ヶ月後、後陽成天皇が突然譲位の意思を表明する。これについて、『皇室制度史料』皇族四「四親王家の成立と展開」[16]では「その後、御兄後陽成天皇は久しきに亘る御不例のため（筆者注・智仁）親王に譲位せられんとしたが、徳川家康の慰留に依って譲位を断念せられ、親王の践祚は実現を見なかった」とする。『御湯殿上日記』慶長三年十月十八日条をみてみよう。

（御不例）（御隠居）（三伝奏）
御ふれいに御ゐんきよありたきよし、三てんそうして
（御善院＝前田玄以）
とくせんゐんにおほせいたさるゝ、にわかの事にていか、
なから、御ふれいにつき候てと候まゝ、とかくゑいりよ（叡慮）
したい（次第）のよし申、とくせんいん御所へ参り候て、み（宮）や・
（摂家）せつけ・せいくわ（清華）・とさま（外様）・ない（内々）〳〵のこらす御まいり
候へのよし申て、御いんきよの事申わたし候へのよし、お
ほせいたされ候、かしこまり候のよし申、八てうとの（八条殿＝智仁親王）・
（伏見殿＝邦房親王）
ふしみとのはしめ参らせ候て、皆々せいりやうてん（清涼殿）へ御ま
いり、とくせんいん申わたして、みな〳〵御たんかう（御談合）あり、
何とも御ふん（御分別）へつなきとの事にて候へとも、とかく御わつ
らいにつき候てと候まゝ、ゑいりよしたいとのおの〳〵申
ことあり、心への御申あり、

まず、体調不良により隠居したいとの旨が、三伝奏を通じて前田玄以に伝えられた。これを受けて参内した玄以は、親王・摂関家以下の公家衆に参集を要請し、八條宮智仁親王や伏見宮邦房親王も参内して談合がもたれた。何とも分別のないことだが、体調不良であれば「叡慮次第」でいたしかたなし、との合意がなされたのである。

三日後、伝奏衆が長橋局に呼び出され、「ゐん（院）にならせられ候まゝ、御そくい（御即位）も候はんまゝ、八てう殿へわたし（渡し）まいらせられ候はんよし」が前田玄以に仰せ出された。この時点での後陽成天皇の意思は、自らは院＝上皇となり、天皇位は弟の智仁親王に譲る、というものであったが、先の『皇室制度史料』では、

譲位は「徳川家康の慰留」によって断念されたとする。その根拠の一つは『御湯殿上日記』同年十一月十八日条の「内府（徳川家康）より御ゐんきよの事まつ御むやう（御無用）のよしいろ〳〵申さるゝ」という記述だろう。また、家康からの慰留に至る経緯について、『言経卿記』[17]慶長三年十月二十五日条に次のようにある。

早々内府へ罷向、種々談合等有レ之、次朝飡相伴、（中略）次禁中ヨリ御相談候ニ付而、伝奏三人、勧修寺大納言（晴豊）・久我大納言（敦通）・中山中納言（慶親）等也、御悩之間、先々院へ被レ移、御弟八条殿へ可レ有二御譲一之由仰也、摂家已下勅問之様子等被二仰下一候由也、

家康のもとに言経らが集い、三名の伝奏も訪れて後陽成天皇の「御悩」について話し合いがもたれている。朝廷側から、家康に対して何らかの相談があったことは間違いなかろう。ただし、中村孝也氏も紹介された翌日の『九条兼孝日記』[18]には、次のようにある。

就二御譲位之儀一、増田右衛門尉（長盛）・長束大蔵（正家）来云、先日五人之大名、ゑとの内府（江戸内府＝家康）・安芸大納言（中納言＝輝元）・加賀大納言（前田利家）・金吾殿（宇喜多秀家カ）・景康（景勝カ）等へ、右之以二勅使一八条宮へ可レ有二御譲位一云々、就レ之右衛門尉并大蔵等令二上洛一、諸家へ尋申処者、第一宮之親王御方をさしをかれ、八条宮へ御位を可レ被レ参旨、如何存候、是者太閤より定、良仁親王を儲君に被レ用、諸大名已下年頃之御礼篤申来之上、又去八条宮様者、太閤為二御猶子一、可レ被レ譲二関白一之旨候処ニ、実子誕生候間、依レ仰智仁親王者取返被レ申候而、及二勅問一、御称号八条殿と申来候処を、今又なにかとの仰者、無二分別一之間、各存分を相尋申云々、

家康を含む「五人之大名」へ勅使が発せられ、譲位問題について意見交換がなされた後、今度は増田長盛と長束正家が公家衆に対して意見を求めた。後陽成天皇一宮の良仁親王を差し置いて弟八條宮へ譲位することへの反対意見が示されるなど興味深い点が多々あるが、確認しておきたいのは、家康一人ではなく、五人の「清華成」大名[19]（いわゆる「五大老」）が関与したことである。官職等に誤りこそあれ、後陽成天皇の譲位意思表明に対して、家康個人ではなく豊臣政権が組織的に対応していた点は注目される。

なお、『義演准后日記』[20]同年十月二十六日条に「当今御退位

之事、親王（良仁）御方与八条宮与仰事在レ之、珍事〳〵」とあり、『九条兼孝日記』における良仁親王と智仁親王をめぐる意見対立の裏付けがとれるとともに、十一月六日には「御譲位之事弥治定云々、親王御方（当今皇子一宮也、中山大納言女腹也、）三宮（政仁）（同皇子、近衛入道女腹、女御也、）御位相論、当今御内意三宮（ヘトノ）御事也、雖レ然太閤御遺言親王御方也、旁不二落居一、珍事〳〵」とあって、天皇の「御内意」は三宮政仁（ことひと）への譲位であることが示されている。しかし先述のように、同月十八日に家康が天皇に慰留の意を伝えたことにより、この時の譲位は実現しなかったのである。

この問題に動きが出たのは、関ヶ原合戦から半年が過ぎた頃のことであった。『孝亮宿祢記抄出』[21]慶長六年三月五日条には「今日親王（良仁）御方（中山大納言女大典侍局腹也、）仁和寺御入室、烏丸大納言・広橋大納言・中山中納言・勧修寺宰相・冷泉・五条・予以上七人供奉、於仁和寺五献有之、親王御方早有二御落涙一」とあり、一宮良仁親王が仁和寺に入室することになったものの、それが本意ではなかった様子が明瞭に描かれている。加えて、『義演准后日記』同年三月八日条には「八日、去五日、親王（良仁）仁門へ入室云々、今日、二宮梨門（幸勝）（桜井門跡）へ御入室云々」とあって、一宮の仁和寺門跡入室のわずか三日後、二宮幸勝法親王が梶井門跡に就いたことがわかる。極めて近い日程で一宮・二宮が俗世間から離脱したことは、後陽成天皇の譲位意思と無関係ではなさそうである。この人事によって、皇位継承資格者は三宮政仁に特定される方向となったのであり、天皇の意思が反映された結果と評価できよう。

ただし、文禄五年（一五九六）生まれの三宮政仁は慶長六年当時数え六才の幼な子であったから、後陽成天皇の譲位が実現するまでには、さらに十年の歳月がかかることになる。

三、皇位継承儀礼への武家側の援助

戦国期の朝廷が経済的に困窮した状態にあり、朝廷関係の諸儀礼も停滞気味であったことは早くから指摘されており[22]、近年でも久水俊和氏が精力的な研究を重ねている[23]。朝廷の財政状況や諸儀礼の詳細な検討はそれらに譲り、ここでは中近世移行期の皇位継承儀礼に関わる武家側からの援助について、簡単に触れておきたい。

まずは、正親町天皇の即位に関してである。正親町天皇は、永禄三年（一五六〇）正月二十七日に即位するが、前年五月十三日の『御湯殿上日記』によれば、毛利家などからの資金援助があったことが知られる[24]。あわせて、河内の畠山高政に対し

て「せちゑの（節会）残りの御ようきやくさいそくの（御要脚）（催促）文、ふけへいたさるゝ（武家＝義輝）」とあって、将軍足利義輝が諸大名への仲介の役割を果たしていたようである。こうして永禄二年十一月十六日に即位日時定がなされたものの、『御湯殿上日記』同年十一月二十七日条に「又ふけより（武家＝義輝）御しよくゑのけいこ（御即位）（警固）の事に、今年内は（延べられ）のへられて（と脱カ）申さるゝにつきて」とあるように、警固役という人的援助を担当していた将軍側に問題が生じたため、即位礼は翌年まで延引されたのである。

武家衆の資金援助により無事に即位を果たした正親町天皇であったが、その後も経済的な難局は続いていた。例えば、永禄十二年の後奈良天皇十三回忌法要に際しては、三河の徳川家康に資金援助を求めた様子がうかがわれる。『言継卿記』永禄十二年六月八日条には「来九月先（後奈良天皇）皇御十三回御法事之儀難二事行一」いため、「就二御法事之儀一、三川へ可二罷下一歟之由存之由、内々申入」たとある。この後、七月十二日に山科言継は安土にあって、織田信長と対面した。『言継卿記』同日条をみてみよう。

麓之屋敷へ罷向、弾正忠（織田信長）被二出合一、（中略）対面、予下向之由聞、仰天之由被レ申、然者云二老足一云二極暑一、又三川徳川ハ駿州堺ニ有レ之間、別之用無レ之者、罷下事無用之由被レ申、信長以二飛脚一可二申調一候間、爰ニ可二逗留一之由也、内々以二夕庵一被レ申者、三川之時不調者、信長一二万疋ハ可二進上一之由被レ申候云々、軈令二帰宅一了、

言継の下向理由を聞いた信長は「仰天」し、わざわざ徳川家康のもとを訪ねる必要はない、自分が飛脚を遣わして調整するので、言継はここに逗留するよう促している。また、内々に武井夕庵に伝えたことには、もし家康からの資金援助が不調に終われば、信長が一、二万疋を進上するというのである。

このように、即位礼や法要など、朝廷儀礼に際しては武家側からの資金援助が不可欠であり、警固等の人的援助も期待され、そうした尽力に対する褒美として官位が与えられることがあった。また、室町期は将軍経由で諸大名に援助要請がなされていたが、織豊期になると、次第に天下人（信長、秀吉）個人が中心となっていく傾向が認められる。

皇位継承にともなう武家側の支援策としては、御所及び周辺施設の建設も重要だろう。信長による支援については、橋本政宣氏の詳細な論及がある。[26] 信長は、義昭のために二条第を造営した直後の永禄十二年四月より禁中修理事業に着手し、紫宸殿

屋根、東門・四足門・唐門・北門、紫宸殿記録所間の廊などの修理を行ったという。『言継卿記』同年四月十六日条[27]には「一、日乗上人於二烏丸亭一、禁裏御修理之儀、番匠共召寄、悉之総直取レ之、一万貫計云々」とあり、織田家臣の朝山日乗が「禁裏御修理」について大工らを召し寄せ、費用の見積もりを取らせている。総額は一万貫ばかりとのことで、仮に一貫を約十万円とすれば、十億円ほどの建設費用となろうか。ちょうど一年後の同記永禄十三年四月十五日条には「一、晩景禁中御作事見舞、廊之上瓦葺大略了、内侍所之柱之榱（たるき）事、白壁等大概出来、驚目者也、織田弾正忠奇特之沙汰、都鄙貴賤男女言語道断、不可説々々々」とあるから、この大規模工事に関する信長への高い評価がうかがえよう。

信長は、永禄段階から継続的に朝廷の作事支援を行っていたが、これを受け継いだのが秀吉の「京都改造計画」である。京都における秀吉の土木事業を整理してみよう。

妙顕寺城（天正十一年十月～十二年十月）
仙洞御所（同十二年十月～十四年十一月）
聚楽第（同十四年二月～十五年九月）
京都大仏（天正十四年四月～文禄年間）
禁裏御所（同十七年三月～十八年十二月）
御土居（天正十九年正月～三月）
伏見城（文禄元年八月～慶長二年五月）

先述した仙洞御所や禁裏御所などの朝廷関連施設を含め、京都には常に豊臣政権による作事の槌音が響いていた。秀吉の姿が常にそこにあるわけではないが、京都の人々にとっては、豊臣政権の財力・政治力を意識させるに十分な効果があったと考えられる。

四、即位礼と武家権力

㈠ 後陽成天皇即位礼と関白秀吉

本稿の最後に、即位礼そのものに中近世移行期の武家権力がどのように関与したのかについてみておきたい。まずは、後陽成天皇即位礼への関白秀吉の関与についてである。

秀吉は天正十三年七月に関白に任官したが、翌年七月に誠仁親王が薨去し、九月十七日に和仁親王宣下、二十日に元服、十一月七日の譲位を経て二十五日に即位礼が行われるというスケジュールであった。これについて、『公卿補任』天正十四年の項をみてみよう

四方拝有レ之、（中略）七月廿四日誠ー親王薨給、号二陽光院一、（九月十七日）ーー和仁親王宣下、上卿勧修寺大納言、奉行職事頭中将慶親朝臣、（九月廿日）ーー和仁親王御元服、加冠関白、理髪頭弁充房朝臣、十一月七日譲位、同廿五日御即位有レ之、

関　白　従一位　藤秀吉五十一　ーー改二藤原姓一為二豊臣一云々、

太政大臣従一位　同秀吉　十二月十九日任、

まず注目されるのは、①和仁親王元服の加冠役を秀吉が務めたことである。先述のように、後の智仁親王元服時の加冠役は邦房親王であったことを踏まえると、秀吉が天皇の後見人である関白の立場を意識していたようにも思われる。また、②この年に秀吉が姓を藤原から豊臣に改めたとあることも注目される。秀吉の豊臣改姓については、『武徳大成記』や『武徳編年集成』、『豊臣秀吉譜』など江戸時代の記録類でも任太政大臣と関連づけて天正十四年十二月と指摘するが、前年九月九日付で「豊臣改姓款状案」[28]が残存しているため、事実誤認は明白である。

問題は、③天正十四年十二月十九日に任太政大臣という点である。すなわち、十一月七日の譲位、二十五日の即位を完了してから太政大臣に任官したことになるが、端的にいってこれは誤りである。少し史料で確認してみよう。

『御湯殿上日記』天正十四年十一月七日条には、譲位が行われ、「しんわうの御かたこよひより御所にならしまし候」とある。正親町天皇が仙洞御所に移り、和仁親王が御所に入ったのである。同じく二十五日条には「御そくゐ（即位）あり、くわんはく（関白＝秀吉）殿はしめ、ない（内々）〳〵・とさま（外様）をの〳〵しこう（祇候）」とあるとともに、「御そくゐはてゝ、御みま（御三間）にて、くわんはくとの御しやうはん（相伴）にて三こんまいる」とあることが注目される。当然、数多くの公家衆が参内して儀式を支えたであろうが、三献の場には天皇と関白秀吉のみが座したようにみえる。あたかも、新天皇と新関白のパーソナルな関係を強調するかのようだ。また、『兼見卿記』同日条には次のようにある。

廿五日、丙辰、御即位、早天向二万里小路一着二衣冠一参内、諸役者参勤也、先在二陣義一、

上卿菊亭（晴季）、①今度関白（秀吉）任二太政大臣一陣義被二付行一云々、

次庭上之役者、地下・堂上参勤、（中略）②高御位（座）へ入御アツテ、関白高御位ノ面南口ヨリ入テ、御灌頂御相伝云々、暫アツテ関白出ラル、此時典侍女王左右ヨリトハリヲ

カヽク、於庭上宣命次第在レ之、主上拝申トテ万人向ヘ罷出、中々無二正体一也、暫アツテトハリヲ垂テ入御、次各退出、

③但関白無二御退出一、然間各相待、暫アツテ関白仰云、内野へ帰洛、公家衆可レ有二見物一歟、尤其望也、即急罷出改二衣冠一、各是路次へ走出見物了、関白殿上人・諸大夫各乗馬也、殿下乗輿、四方物見開レ之、奇麗中々難二舌尽一、

三カ所に傍線を付したが、それぞれ実に興味深い記述である。①では、即位礼に際して秀吉の太政大臣任官の陣義が「付行」われた、とある。秀吉は、即位礼と同日に太政大臣に任官していたのである。江戸時代の記録類が一律に十二月に任官としていることは、秀吉と天皇との密接なつながりという印象を薄めようとしたものなのだろうか。

②では、天皇の入御に続いて秀吉も高御座に入り、即位灌頂を相伝したという。橋本政宣氏によれば、即位灌頂は皇位継承における重要な仏教儀礼であり、摂関家の中でも特に二條家が深く関わっていた[28]。橋本氏が弘安十一年（一二八八）の九二代伏見天皇から弘化四年（一八四七）の一二一代孝明天皇までを整理した【表】「即位灌頂一覧」によれば、後陽成天皇の即位灌頂は前関白二条昭実が行ったとあり、『兼見卿記』の記事と齟齬を来す。橋本氏の表は、後陽成天皇の即位灌頂について、寛永年間（一六二四～一六四四）に二条康道が著した『即位灌頂覚書』や延享年間（一七四四～一七四八）までの記事が含まれる『即位灌頂代々覚書』を根拠としている。史料の信頼度をどのように考えるかは難しい所だが、実際に即位礼の場に立ち会った兼見の記述を否定する理由はなかろう。もちろん、即位灌頂の実施にあたり、二条昭実が何らかの援助を行ったことは想像に難くないが[30]、即位礼に秀吉が直接的に関与したことは、武家でありながら関白についた自身の立場を朝廷側にアピールしようとしたものと考えられる。

最後に③である。即位礼後もなかなか退出しなかった秀吉が、待っていた公家衆の前にようやく姿を現した。秀吉は、これより内野に帰るが、公家衆は見物するか？と尋ねた。公家衆は、もちろんと返答し、急いで衣冠を脱ぎ捨てて路次へ走り出て見物したという。秀吉は、「関白殿上人・諸大夫」、すなわち前年の関白任官以降創出した「公家成」「諸大夫成」という大名集団の行列に続き、輿に乗って意気揚々と引き上げたのである。

後陽成天皇の即位礼は、天正十四年十一月という時点、すな

わちいまだ多くの旧戦国大名が各地に林立し、秀吉に臣従していない段階で行われた。これに直接的に関わった秀吉は、現任関白として、武家社会よりも公家社会を意識した振る舞いをみせたと評価できる。

(二) 後水尾天皇即位礼と家康・秀頼

秀吉死後の状勢について、笠谷和比古氏が提唱した「二重公儀体制」論は大きな注目を集めた。笠谷氏は、主に二冊の著書で「二重公儀体制」論に関わる論点を以下の八つに整理している。[31] すなわち、①秀頼に対する諸大名の伺候の礼、②勅使・公家衆の大坂参向、③慶長期の伊勢国絵図の記載、④大坂方給人知行地の西国広域分布、⑤秀頼への普請役賦課の回避、⑥慶長十一年（一六〇六）の江戸城普請における豊臣奉行人の介在、⑦二条城の会見における礼遇、⑧慶長十六年の三ヶ条誓詞である。これらを分析した結果、関ヶ原後の国制は、関白制度を基軸とする豊臣の「公儀」と将軍制度を基軸とする徳川の「公儀」が併存する状態にあり、秀頼は一大名に転落したわけではなく「別格」として厚遇されていたとする。ただし、笠谷氏の研究は、秀吉が「大名家格制」を形成し、「豊臣摂関家」の下に徳川家を「清華成」大名として位置づけていた、という筆者の研究を踏まえる以前のものであり、再検討の余地がある。本稿では、⑦「二条城の会見」や⑧「三ヶ条誓詞」での秀頼に対する特別扱いは、秀頼を厚遇した結果といえるのか、考えてみたい。

著名な家康と秀頼の「二条城会見」は、慶長十六年三月二十八日に行われた。笠谷氏は、この場にて家康が心づくしの対応をみせたことをもって、この段階でもなお豊臣家が「公儀」として厚遇されていると評価した。ただし、両者の関係性に対する評価は、この一日をもって決すべきではなかろう。ここにいたる過程を少し振り返ってみたい。

まず、「二条城会見」前年の『孝亮宿祢日次記』[32] 二～四月の記述をみてみよう。

二月二十七日甲戌曇、舟橋式部少輔書状云、当三月可レ有二御譲位一、有二其沙汰一云々、

閏二月十八日甲午晴、板倉伊賀守（勝重）両伝奏亭来申立者、大樹（秀忠）息女他界也、仍事外有二御愁嘆一間、先御譲位可レ有二御延引一之由、従二駿河一申来云々、此条有二披露一云々、三月者可レ有二御延引一歟如何、有二逆鱗一云々、

十九日乙未晴、御譲位之事相二尋伝奏一、三月者先御延引云々、

四月二十九日甲辰雨降、御譲位之事者、内裏造営以後可レ有之由、大樹被レ申云々、

二月二十七日、来たる三月に譲位予定であることが周知されたが、翌閏二月には、息女の他界を愁いた家康の意志により、譲位を延引したいとの要望が駿河よりもたらされた。天皇は「逆鱗」という態度を示したが、当年三月の譲位は延引が決まり、さらに家康は内裏造営以後に実施すべし、と奏上した。慶長三年より譲位意思を表明していた後陽成天皇は、こうした朝幕間のせめぎ合いに怒り心頭であったことだろう。

こうした経緯を経て、ようやく翌慶長十六年になると譲位と即位の日程が現実化してくる。すると徳川家は、これに併せてさまざまなイベントを画策したのである。

まず、譲位の日程が慶長十六年三月二十七日であることに注目しよう。その一週間前の三月二十日、家康息義直・頼宣の参議任官があり、二十二日には遠祖新田義重へ鎮守府将軍、家康父広忠へ権大納言の追贈が行われ、家康は翌二十三日に参議となった息子らを伴って参内した。譲位直前の出来事である。「二条城会見」は、譲位の翌日の三月二十八日に行われたのである。当日の『義演准后日記』をみてみよう。

秀頼公上洛、御七歳ノ時、伏見ヨリ大坂へ御移徙已後、今日初也、鳥羽マテ大御所（徳川家康）ノ若公両人（徳川義直・頼宣）御迎、其外大名罷出、歴々群衆、近代ノ見物云々、御城へ入御、重畳御振舞御機嫌云々、一時計アリテ御城御出、直ニ豊国へ御社参、

傍線部より、この日の秀頼の上洛は七歳の時に伏見から大坂へ移って以後初めてで、それを出迎えたのは、直前に参議となった義直・頼宣兄弟であった。大勢の大名や群衆が秀頼の二条城への入城を見物し、丁重な接待に秀頼も御機嫌だったとはいえ、譲位の翌日に上洛したという事実は見逃せない。それに先立つ諸行事を含めて考えれば、今回の譲位が徳川主導で行われたことは、衆目の一致するところであっただろう。

この二週間後、ついに後水尾天皇の即位礼が行われた。『光豊公記』同年四月十二日条[33]には、次のようにある。

四月十二日、朝雨昼少晴、即位也、大御所（家康）花頭（裏）にて御見物、一乗院殿・唯心、御傍ニ被レ候、御即位被レ済、大御所参内、於二予亭一御装束、右兵衛督殿（徳川義直）・常陸介殿（徳川頼宣）同前御振舞献上、其以後御装束被レ著参内、又、予所へ御退出、御装束被レ

改也、

大御所家康は、即位礼を裏頭で見物したという。荘厳な儀式の場にそうしたかぶり物を身につけて臨む事は、素顔で見守るより、よほど目に付く格好のようにも思われる。さらに即位礼の後には、家康のみならず義直・頼宣も参内している。加えて重要なのは、同日付で諸大名連署の法令三ヶ条[34]が作成されたことである。

そうした多くの大名が連署している文書発給の事例として、近くは天正十六年（一五八八）年の聚楽第行幸時の諸大名起請文が想起されよう。そこでは、「清華成」「公家成」大名らが金吾＝羽柴秀俊（のちの小早川秀秋）に宛てて秀吉の命に従う旨を誓約していたわけだが、ここでも第一条目で徳川家より出される「御目録」を堅く遵守する旨が宣言された。こうした武家権力内部の法的な上下関係が即位礼当日に確認されたことは、皇位継承儀礼の機をとらえて、新たな武家権力・徳川幕府が豊臣摂関家を凌駕した姿を印象づけようとの意図に基づくと考えられる。

笠谷氏は、「二条城会見」での厚遇と、この三ヶ条法令に秀頼が署名していないことについて、諸大名とは異なる秀頼の格別な地位を評価したが、それは果たして「厚遇」というべきものだったのだろうか。譲位・即位一件をめぐる秀頼の関与が一切見られないこと、新政権の誓約文書に署判がみられないことは、豊臣期の足利義昭（昌山）がそうであったように、別格として厚遇されたというよりも、権力の枠組みから疎外された彼の姿を暗示しているように思われてならない。

いずれにせよ、この譲位から即位までの流れを踏まえると、家康が天皇家と徳川家の新たな関係構築の場として、皇位継承の機会を利用したことは明らかだろう。

おわりに

以上、中近世移行期の皇位継承儀礼と武家権力の関わりをみてきたが、最後に、三人の「天下人」が当時抱えていた政治的課題と皇位継承儀礼との関係性をまとめておきたい。

信長は、幕府の弱体化によって停滞していた朝廷儀礼等の復興に力を尽くした。当初は将軍義昭との協力体制をとっていたものの、天正元年（一五七三）に義昭を京都から追放すると、独立した権力体として朝廷との関係を再構築する。正親町天皇が譲位意思を表明したのはちょうどこのタイミングであり、そ

の背景には、唯一の皇子誠仁親王が成人の年齢に到達していたこともあった。そうした環境の整備と、天皇の譲位意思に応えうる政治・経済的実力を兼ね備えた信長の存在により、遠からず譲位は実現されるはずであった。しかし、信長はなお統一事業の途上にあり、各方面の敵対勢力に対応する必要があったため、対朝廷交渉に意識を集中できず、譲位実現前に横死したのである。

続く秀吉は、軍事的制圧による全国統一の困難さに直面し、朝廷との接近に活路を見いだした。叙位任官と仙洞御所縄打ちとを空間的に関連づけたことなどは、そうした秀吉の意識を雄弁に物語っている。正親町天皇から誠仁親王への譲位という親子間の皇位継承は親王の薨去によってならなかったが、そのわずか四ヶ月後には皇孫和仁への譲位が実現した。注目すべきは、和仁の元服・即位礼に秀吉が直接関与していたこと、即位後の後陽成天皇を早速聚楽第に招いて行幸を実現したことである。こうした諸行事により、秀吉は天皇と関白の結びつきを強調するとともに、天皇家・「豊臣摂関家」を上位に戴く「武家家格制」を確立し、諸国に林立する旧戦国大名らの豊臣大名化を推し進めたのである。

そうした大名支配秩序に取り込まれていた徳川家であったが、秀吉の死後、徐々にその存在感を高めてゆく。特に、関ヶ原合戦の勝利によって反家康勢力の弱体化に成功すると、「徳川将軍家」を確立して「豊臣姓」による体制的支配からの脱却を図ったのである。ただし、秀吉が残した「豊臣摂関家」と「清華成」大名・徳川家という家格上の上下関係を逆転することは、そう容易ではなかった。当時、豊臣秀頼が次期関白候補と認識されていたことなどは、秀頼と家康・秀忠父子の関係性からすれば重大な課題であった。家康は、自らの存命中に「豊臣摂関家」と「徳川将軍家」の併存状態を克服する必要があったのである。それゆえ、幕府開設と秀忠への将軍職委譲により征夷大将軍の世襲を印象づけた徳川家は、さらに様々な方法によって「豊臣摂関家」の優位性を否定していく。慶長三年より懸案事項であった後陽成天皇の譲位問題は、慶長十六年にようやく政仁親王への譲位と後水尾天皇の即位として決着するが、それを主導したのは秀頼・秀忠ではなく、家康だったことが重要だろう。家康は、官位序列などで秀頼と雁行しかねない秀忠に皇位継承儀礼を差配させるのではなく、自らそのイニシアティブを握ることにより、豊臣秀頼と自らの、ひいては「豊臣摂関家」と「徳川将軍家」の実力の違いを示したのである。

以上、本稿の検討から浮かび上がったのは、三人の「天下人」

の政治権力としての到達点と皇位継承儀礼に対する意識の相違であった。いまだ全国規模の視点に立てなかった信長は、皇位継承儀礼を直接催行するにはいたらず、施設面の支援など京の民衆に対するアピールに留まった。「武家関白」となった秀吉は、後に「武家家格制」を確立して大名支配秩序を形成するものの、後陽成天皇即位の段階ではそれは未完成であったから、現任関白として、公家社会を強く意識していた様子がうかがえる。そして家康は、将軍職を退いた「大御所」として、皇位継承儀礼そのものには間接的な関与に留まったものの、「二条城会見」で秀頼を牽制し、即位礼当日に諸大名連署の条々を発布したことなどをみれば、公家社会よりも秀頼や諸大名に対する意識が強かったと考えられよう。

武家権力者は、自らの政権運営の現実的課題と皇位継承儀礼とを密接に関連させていた。そして、その舞台を積極的に利用することには、大きな政治的効果が期待されたのである。

【注】

（1）歴史学研究会編『天皇はいかに受け継がれたか―天皇の身体と皇位継承』（績文堂出版、二〇一九年）。

（2）例えば、後花園天皇の譲位により即位した後土御門天皇は、当時二五歳であった。

（3）朝尾直弘「「将軍権力」の創出」（同著『将軍権力の創出』、岩波書店、一九九四年、初出一九七二年）、奥野高広「織田政権の基本路線」（『国史学』一〇〇、一九七六年）、脇田修『近世封建制成立史論　織豊政権の分析Ⅱ』（東京大学出版会、一九七七年）、藤木久志「織田信長の政治的地位について」（永原慶二他編『戦国時代』、吉川弘文館、一九七八年）など。

（4）織田信長宛正親町天皇宸筆御消息案（『京都御所東山御文庫』所蔵、『大日本史料』十―十九、天正元年十二月八日条所収）を参照。

（5）橋本政宣「織田信長と朝廷」（同著『近世公家社会の研究』、吉川弘文館、二〇〇二年、初出一九八二年）。

（6）金子拓「誠仁親王の立場」（同著『織田信長権力論』、吉川弘文館、二〇一五年）。

（7）『兼見卿記』（『史料纂集』所収）。

（8）笹山晴生「左右近衛府上級官人の構成とその推移」（土田直鎮先生還暦記念会編『奈良平安時代史論集』下、吉川弘文館、一九八四年）。

（9）『親長卿記』（『増補史料大成』所収）。

（10）『兼見卿記』天正十二年十月二・四日条。

（11）『顕如上人貝塚御座所日記』（『石山本願寺日記』所収）。

（12）『公卿補任』（『国史大系』所収）。

（13）『中御門宣光記』天正十三年四月七日～五月四日条（『大日本史料』十一―十四、天正十三年四月七日条所収）。

（14）『御湯殿上日記』（『続群書類従』所収）同日条には「くわんしゆ寺（勧修寺晴豊）・なかやま（中山親綱）、なかはしめ（長橋局）して御まいり候て、御しやうい（御譲位）の事、この月のすへ（末）・らい月（来月）のはしめよりとの御あんないとて申さるゝ、御心えのよしあり」とある。

(15) 宮内庁書陵部所蔵『智仁親王元服并親王宣下留』。

(16) 宮内庁書陵部編『皇室制度史料』皇族四「四親王家の成立と展開」（一九八六）。

(17) 『言経卿記』（『大日本古記録』所収）。

(18) 中村孝也『徳川家康文書の研究』中巻（日本学術振興会、一九五九年）、三五二頁参照。

(19) 光成準治氏は、同日条にみられる「金吾殿」を小早川秀秋とするが（同著『小早川隆景・秀秋』、ミネルヴァ書房、二〇一九年）、前後に安芸大納言・景康という事実誤認（安芸大納言は中納言輝元、景康は景勝カ）をみれば、兼孝の理解は不信である。慶長三年十月段階での権力構造からすれば、「金吾殿」は宇喜多秀家の誤りとも考えられる。なお、「清華成」を含む豊臣政権の大名支配秩序については、拙著『豊臣政権の支配秩序と朝廷』（吉川弘文館、二〇一一年）を参照。

(20) 『義演准后日記』（『史料纂集』所収）。

(21) 『孝亮宿祢記抄出』（『歴代残闕日記』二十四所収）。

(22) 奥野高広『皇室御経済史の研究』（畝傍書房、一九四二）など。

(23) 久水俊和『室町期の朝廷公事と公武関係』（岩田書院、二〇一一年）など。

(24) 正親町天皇女房奉書（『大日本古文書』所収『毛利家文書』一、二九九号）には「こんと（今度）御（即位）しよくゐの事、する〳〵とおこなはれ候、しかしなから、もりちそう（毛利）（馳走）申候つるゆへ、はや〳〵としやうし（成就）ゆ候ぬる、ちうこう（忠功）かきりもなき事にて、よろこひおほしめされ候、たかもと（毛利隆元）にたいして、りんし（綸旨）をなされ候、おなしく大せん（大膳大夫）の大夫の事、おほせいたされ候」とあり、即位への尽力に対して、毛利隆元に大膳大夫の官職が与えられている。

(25) 後奈良天皇十三回忌法要に関する『言継卿記』の記事は、『大日本史料』十―三、永禄十二年七月八日条に所収されている。

(26) 橋本氏前掲注（5）論文参照。

(27) 『言継卿記』（『大日本史料』十―二、永禄十二年四月十六日条所収）。

(28) 豊臣改姓款状案（『押小路家文書』所収）には「関白内大臣藤原朝臣申、請下改二本姓藤原一為中豊臣上事」に勅許が下ったことが記されている。

(29) 橋本政宣「即位灌頂と二条家」（橋本前掲著書所収）。

(30) （天正十四年）十二月二日付二条昭実宛秀吉書状写（『二条家即位灌頂文書』、『豊臣秀吉文書集』三所収）には、「就二今御即位一、別而御馳走、尤以可レ然候」とある。

(31) 笠谷和比古『関ヶ原合戦と近世の国制』（思文閣出版、二〇〇〇年）、同著『関ヶ原合戦と大坂の陣』（吉川弘文館、二〇〇七年）。

(32) 『孝亮宿祢日次記』（『大日本史料』十二―七、慶長十五年閏二月十七日・四月二十八日条所収）。

(33) 『光豊公記』慶長十六年四月十二日条（『大日本史料』十二―八同日条所収）。

(34) 細川忠興以下二十二名連署条目（『前田家所蔵文書』、『大日本史料』十二―八、慶長十六年四月十二日条所収）。